

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

我が国では、深刻化する多重債務問題を解決するため、平成18年12月に出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを内容とする改正貸金業法が成立し、その後段階的に施行され、平成22年6月までには完全施行される予定となっている。

政府においても、多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅及び金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定するとともに、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

こうした中、昨年来の経済危機や商工ローン業者の倒産などにより、中小企業者の借り入れが困難となっているとして、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める動きがあるが、このことは、自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、決して許されるべきではない。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

藤 沢 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
金融担当大臣
消費者担当大臣

} あて